

子育て健康課よりお知らせ!!

○児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父又は児童を養育している人です。

なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母とも不明である児童

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ③その他必要書類
印鑑、請求者名義の預金通帳を持参してください。

※上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回、支払月の前月までの分を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。